

令和4年自転車指導啓発重点地区・路線 【相模原北警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

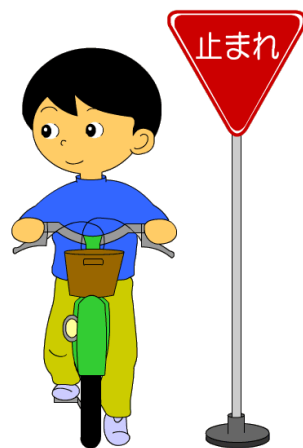
橋本地区

【選定理由】

- ・ 橋本地区は、橋本駅や商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、**自転車関連事故が多発**
- ・ 特に橋本5丁目及び6丁目付近での事故が多発傾向

◆橋本地区で自転車関連事故が多発◆

- ・ 令和3年中自転車関連事故全体の**約4割**が橋本地区で発生
101件中**39件**
- ・ 午前7時から午前9時の**通勤通学時間帯**で事故が多発
- ・ 一時不停止違反や路地からの飛び出し等による事故が散見されます



★自転車は車のなかまです★

- ・ 自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられた「車のなかま」です
- ・ 交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう

★自転車安全利用五則！★

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外！
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用